

○沖縄県生活環境保全条例

〔平成20年12月26日〕
〔沖縄県条例第43号〕

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 県、事業者及び県民の責務等（第3条—第6条）

第2章 生活環境の保全等に関する規制等

第1節 大気に関する規制

第1款 ばい煙に関する規制（第7条—第18条）

第2款 粉じんに関する規制（第19条—第23条の9）

第2節 水質に関する規制

第1款 排出水に関する規制（第24条—第34条）

第2款 赤土等の流出による水質汚濁の防止（第35条）

第3節 土壌の汚染防止に関する措置（第36条—第40条）

第3章 環境への負荷の低減

第1節 環境への負荷の低減のための行動指針（第41条—第44条）

第2節 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減

第1款 事業活動に伴う排水対策の推進（第45条・第46条）

第2款 生活排水対策の推進（第47条）

第3款 自動車の運行に伴う環境への負荷の低減（第48条）

第4章 補則（第49条—第55条）

第5章 罰則（第56条—第62条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙及び粉じんの排出等並びに工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出等を規制し、並びに土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置等を定めるとともに、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減する行動を実施するための指針を定め、環境への負荷を低減するための対策の実施を推進すること等により、生活環境の保全等に関する施策を推進し、これと併せて米軍基地（沖縄県の区域内において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（この条において「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域

をいう。以下同じ。)に起因する環境問題への取組を明記し、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）を保全することをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第35条を除き、以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) ばい煙 次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗（ふっ）化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げるものを除く。）で規則で定めるもの

(5) ばい煙発生施設 工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

(6) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

(7) 特定粉じん 粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

(8) 一般粉じん 特定粉じん以外の粉じんをいう。

(9) 一般粉じん発生施設 工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

(10) 特定粉じん排出等作業 石綿含有成形板その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されて

いる建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

(11) 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝（こう）渠（きょ）、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

(12) 汚水等排出施設 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で規則で定めるものをいう。

ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

イ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

(13) 排出水 汚水等排出施設を設置する工場又は事業場（以下「汚水等特定事業場」という。）から、公共用水域に排出される水をいう。

第2節 県、事業者及び県民の責務等

（県の責務）

第3条 県は、本県の自然的、社会的条件に応じた生活環境の保全等に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村と連携協力して、前項の施策を実施するとともに、市町村の行う生活環境の保全等に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

（米軍基地環境問題への取組）

第3条の2 県は、県民の健康を保護するとともに、良好で快適な生活環境を保全するため、市町村と連携協力して、米軍基地の管理責任者に対し、公害予防の観点から、米軍基地に起因する航空機騒音等環境問題の軽減のための協定の締結を申し入れることができる。

2 県は、米軍基地の返還に当たって、米軍基地として提供されている土地の再利用を速やかに進めるため、市町村と連携協力して、米軍基地の管理責任者に対し、前項に規定する協定に、当該返還される米軍基地に係る土地の利用の履歴と土壌の汚染状況等に関する情報について公表する（返還時の情報開示に向けた事前準備作業も含む）旨の条項を盛り込むよう申し入れることができるものとする。

3 県は、1973年に日米合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第25条に規定する合同委員会をいう。）において合意された合意事項に基づき、米軍基地に起因

すると思われる大気、水、土壌の環境の汚染により、県民の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、環境の汚染の実態把握及び原因究明のため、米軍基地の管理責任者に対し立入調査を求めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、県が実施する生活環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、粉じん、汚水等の排出その他事業活動による公害を防止するため、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、汚水等排出施設その他公害を発生するおそれのある施設を厳重に管理するとともに、環境の保全上の支障の原因及びその状況を常時監視しなければならない。

3 事業者は、県と公害の防止に関する協定を締結するように努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、生活環境の保全等を図るため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、その日常生活に伴い排出する生活排水、自動車の運行に伴い発生する排出ガスその他日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、県が実施する生活環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県、県民等の連携協力)

第6条 県並びに事業者、県民及びこれらの者の組織する民間団体は、それぞれの役割を認識し、生活環境の保全等を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第2章 生活環境の保全等に関する規制等

第1節 大気の保全に関する規制

第1款 ばい煙に関する規制

(排出基準)

第7条 知事は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、排出基準を規則で定めるものとする。

2 前項の排出基準（以下「排出基準」という。）は、第2条第4号アのいおう酸化物（以下単に「いおう酸化物」という。）にあつては第1号、同条第4号イのばいじん（以下単に「ばいじん」という。）にあつては第2号、同条第4号ウに規定する物質（以下「大気有害物質」という。）にあつては第3号に掲げる許容限度とする。

(1) いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口（ばい煙発生施設において

発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。
以下同じ。) から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、規則で定める地域の区
分ごとに排出口の高さ(規則で定める方法により補正を加えたものをいう。)に応じて定
める許容限度

- (2) ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物
に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度
- (3) 大気有害物質に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排
出物に含まれる大気有害物質の量について、大気有害物質の種類及び施設の種類ごとに定
める許容限度

3 知事は、排出基準を定めようとするときは、沖縄県環境審議会の意見を聴かなければなら
ない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第8条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、規則で
定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) ばい煙発生施設の種類
- (4) ばい煙発生施設の構造
- (5) ばい煙発生施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出さ
れるいおう酸化物の量(以下「ばい煙量」という。)又はばい煙発生施設において発生し、
排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは大気有害物質の量(以下
「ばい煙濃度」という。)及びばい煙の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書
類を添付しなければならない。

(経過措置)

第9条 一の施設がばい煙発生施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を
している者を含む。)であってばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施
設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を
知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第10条 第8条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第
1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところ
により、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第11条 知事は、第8条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第8条第1項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第12条 第8条第1項の規定による届出をした者又は第10条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第8条第1項又は第10条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第13条 第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第14条 第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(ばい煙の排出の制限)

第15条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となった日から6月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。

（改善命令等）

第16条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（ばい煙量等の測定）

第17条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（事故時の措置）

第18条 ばい煙発生施設を設置している者は、ばい煙発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合においては、ばい煙発生施設を設置している者（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条第2項の規定の適用を受ける者を除く。）は、直ちに、その事故の状況を知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条第1項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係るばい煙発生施設を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第2款 粉じんに関する規制

（一般粉じん発生施設の設置等の届出）

第19条 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 一般粉じん発生施設の種類
- (4) 一般粉じん発生施設の構造
- (5) 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、一般粉じん発生施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項又は次条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(経過措置)

第20条 一の施設が一般粉じん発生施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該施設が一般粉じん発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(基準遵守義務)

第21条 一般粉じん発生施設を設置している者は、当該一般粉じん発生施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準(次条において「構造等基準」という。)を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第22条 知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が構造等基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について構造等基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(準用)

第23条 第13条及び第14条の規定は、第19条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者について準用する。

2 第15条第2項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

(作業基準)

第23条の2 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第23条の3 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)の発注者(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。以下同じ。)又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者(次項において「特定工事の発注者等」という。)は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏

名

(3) 特定工事の場所

(4) 特定粉じん排出等作業の種類

(5) 特定粉じん排出等作業の実施の期間

(6) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びに
その使用箇所及び使用面積

(7) 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、
速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図
その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第23条の4 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特
定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日
から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方
法に関する計画の変更を命ずることができる。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第23条の5 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が
特定工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下「解体等工
事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第53
条第1項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を
行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結
果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場
合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第23条の3第1項第4号から第
7号までに掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説
明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の
規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ず
ることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第53条第1項において「自主施工
者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなけれ
ばならない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工すると
きは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等
工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(作業基準の遵守義務)

第23条の6 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第23条の7 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(発注者の配慮)

第23条の8 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(特定粉じん排出等作業等の完了届出)

第23条の9 第23条の3の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定により知事に届出をした者は、当該届出に係る作業が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該届出に係る作業の場所
- (3) 当該届出に係る作業の実施の期間
- (4) その他規則で定める事項

第2節 水質の保全に関する規制

第1款 排水水に関する規制

(排水基準)

第24条 知事は、排水水の汚染状態（熱によるものを含む。以下この節及び第50条第1項第2号において同じ。）について、排水基準を規則で定めるものとする。

2 前項の排水基準（第45条を除き、以下「排水基準」という。）は、第2条第9号アに規定する物質（以下「水質有害物質」という。）による汚染状態にあっては、排水水に含まれる水質有害物質の量について、水質有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 第7条第3項の規定は、排水基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(汚水等排出施設の設置の届出)

第25条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、汚水等排出施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

- (3) 汚水等排出施設の種類
- (4) 汚水等排出施設の構造
- (5) 汚水等排出施設の使用の方法
- (6) 汚水等の処理の方法
- (7) 排出水の汚染状態及び量
- (8) 排出水に係る用水及び排水の系統
(経過措置)

第26条 一の施設が汚水等排出施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）であって排出水を排出するものは、当該施設が汚水等排出施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(汚水等排出施設の構造等の変更の届出)

第27条 第25条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第25条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第28条 知事は、第25条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該汚水等特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第25条の規定による届出に係る汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第29条 第25条の規定による届出をした者又は第27条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る汚水等排出施設を設置し、又はその届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第25条又は第27条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(準用)

第30条 第13条及び第14条の規定は、第25条又は第26条の規定による届出をした者について準用する。

(排出水の排出の制限)

第31条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該汚水等特定事業場の排水口において排水

基準に適合しない排水を排出してはならない。

- 2 前項の規定は、一の施設が汚水等排出施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が汚水等排出施設となった日から6月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が汚水等排出施設となった際に当該工場又は事業場が汚水等特定事業場であるときは、この限りでない。

（改善命令等）

第32条 知事は、排水を排出する者が、その汚染状態が当該汚水等特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は汚水等排出施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（排水の汚染状態の測定等）

第33条 排水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 排水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該汚水等特定事業場の排水口の位置その他の排水の排出の方法を適切にしなければならない。

（事故時の措置）

第34条 汚水等特定事業場を設置している者は、当該汚水等特定事業場において、汚水等排出施設について故障、破損その他の事故が発生し、水質有害物質又は油（重油その他の規則で定める油をいう。以下この項において同じ。）を含む水が当該汚水等特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き水質有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

- 2 前項の場合においては、汚水等特定事業場を設置している者（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の2第1項の規定の適用を受ける者を除く。）は、直ちに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、汚水等特定事業場を設置している者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該汚水等特定事業場を設置している者に対し、第1項に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2款 赤土等の流出による水質汚濁の防止

第35条 赤土等の流出による水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。）の防止のための措置については、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）で定めるところによる。

第3節 土壌の汚染防止に関する措置

(土壌の汚染を生じさせないための特定有害物質等の適正管理義務)

第36条 特定有害物質（鉛、砒（ひ）素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）又は特定有害物質を含む固体若しくは液体（以下この節において「特定有害物質等」という。）を取り扱う者は、土壌の特定有害物質による汚染を生じさせないよう特定有害物質等を適正に管理しなければならない。

(特定有害物質等の管理状況に関する点検)

第37条 特定有害物質等を取り扱う施設（特定有害物質等をその施設において製造し、使用し、処理し、又は保管する施設であって、規則で定めるものをいう。以下この条及び次条において「特定有害物質等取扱施設」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質等取扱施設における特定有害物質等の飛散又は流出の有無その他規則で定める事項に関する点検（次条において「特定有害物質等の管理状況に関する点検」という。）を行わなければならない。

(土壌基準に適合しない土壌の特定有害物質による汚染の届出等)

第38条 特定有害物質等取扱施設を設置している者は、特定有害物質等の管理状況に関する点検の結果、当該特定有害物質等取扱施設において、特定有害物質が土壌に多量に飛散し、又は流出したことにより人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質等取扱施設を設置している工場又は事業場（以下この条及び次条において「特定有害物質等取扱事業場」という。）の敷地である土地について、土壌の汚染の有無及び当該汚染の原因等に係る調査を行わなければならない。

2 特定有害物質等取扱施設を設置している者は、前項の規定による調査の結果、特定有害物質等取扱事業場の敷地である土地について、土壌の特定有害物質による汚染が、規則で定める基準（土壌の汚染状態についての特定有害物質ごとに定める許容限度をいう。第4項及び附則第2項において「土壌基準」という。）に適合しないときは、直ちに、当該汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、規則で定めるところにより、当該汚染の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定有害物質等取扱事業場の敷地である土地が所在する市町村及び当該届出に係る汚染の影響が及ぶおそれがある土地又は地下水があると認められる市町村の長に通知するものとする。

4 第7条第3項の規定は、土壌基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(特定有害物質取扱事業場周辺の土地の土壌等の汚染状況調査)

第39条 知事は、前条第2項の規定による届出があったときは、必要に応じ、当該届出に係る特定有害物質等取扱事業場の周辺の土地の土壌又は地下水の汚染の状況について、調査を行うものとする。

(汚染対策の実施に対する指導等)

第40条 知事は、第38条第2項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る汚染の拡散の防止のために講ずべき措置その他汚染対策の実施について必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

第3章 環境への負荷の低減

第1節 環境への負荷の低減のための行動指針

(環境負荷低減のための行動指針)

第41条 知事は、生活環境の保全等を図るため、事業者及び県民が、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減する行動を実施するための指針（以下「環境負荷低減のための行動指針」という。）を定めるものとする。

2 環境負荷低減のための行動指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次のアからエまでに掲げる事項

ア 事業活動に伴う排水の処理に関する事項

イ 生活排水の処理に関する事項

ウ 自動車の運行に伴う環境への負荷の低減に関する事項

エ その他知事が必要と認める事項

(2) 特定事業者（事業者の事業活動に伴う環境への負荷の程度を勘案して規則で定めるものをいう。第43条及び第44条第1項において同じ。）の事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るための計画（第43条及び第44条において「環境負荷低減計画」という。）を作成するための事項

第42条 知事は、環境負荷低減のための行動指針を定めようとするときは、沖縄県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 知事は、環境負荷低減のための行動指針を定めたとき、これを変更したとき、又は廃止したときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により公表するものとする。

(環境負荷低減計画の作成等)

第43条 特定事業者は、環境負荷低減のための行動指針に沿って、自ら環境負荷低減計画を作成するよう努めなければならない。

2 特定事業者は、環境負荷低減計画に基づき、環境への負荷の低減に努めなければならない。

第44条 知事は、必要と認めるときは、特定事業者の作成した環境負荷低減計画及びその実施状況について、報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告をした者に対し、当該報告に係る環境負荷低減計画及びその実施方法について必要な指導及び助言をすることができる。

第2節 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減

第1款 事業活動に伴う排水対策の推進

(事業活動に伴う水の排出による公共用水域の水質の汚濁負荷低減)

第45条 事業活動に伴い公共用水域に水を排出する者（第24条第1項の排水基準の適用を受ける排水及び水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準又は水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和50年沖縄県条例第37号）第2条の上乗せ排水基準の適用を受ける排水を排出する者を除く。次条において同じ。）は、事業活動に伴う水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、環境負荷低減のための行動指針に沿って、公共用水域の水質の汚濁の負荷を低減するために必要な排水の適正処理、施設の改善その他の措置（次条において「排水の適正処理等の措置」という。）に努めなければならない。（指導等）

第46条 知事は、事業活動に伴い公共用水域に水を排出する者に対し、前条の規定による排水の適正処理等の措置の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該排水の適正処理等の措置の実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

第2款 生活排水対策の推進

（生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁負荷低減）

第47条 生活排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水及び水質汚濁防止法第2条第5項の排水を除く。）をいう。以下同じ。）を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、環境負荷低減のための行動指針に沿って、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うとともに、公共用水域の水質の汚濁の負荷を低減するよう努めなければならない。

第3款 自動車の運行に伴う環境への負荷の低減

第48条 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）を使用し、又は運行する者は、自動車の運行に伴う環境への負荷を最小限度にとどめるため、環境負荷低減のための行動指針に沿って、常に必要な自動車の整備を行い、及び駐停車時の原動機の停止その他適切な運転を行うよう努めなければならない。

第4章 補則

（公害防止に関する勧告）

第49条 知事は、この条例により規制される行為以外の行為によって公害が発生し、人の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼしているとき、当該公害が発生させている者に対し、公害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（公害防止担当者の選任）

第50条 ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設又は汚水等排出施設（この条及び第53条第1項において「ばい煙発生施設等」という。）を設置している者であつて規則で定めるもの（以下「工場等設置者」という。）は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設等を設置している工場又は事業場（第52条第2項及び第53条第2項において単に「工場又は事業場」という。）に係る公害防止に関する次に掲げる業務を担当する者（以下「公害防止担当

者」という。)を選任しなければならない。ただし、当該工場等設置者が規則で定める要件に該当する小規模の事業者であるときは、この限りでない。

- (1) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設(ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。以下同じ。)の点検の実施状況の確認に関すること。
- (2) ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度又は汚水等特定施設に係る排出水の汚染状態の測定及び記録に関すること。
- (3) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の操作仕様書等による適正な施設の操作及び適切な作業の履行確保に関すること。
- (4) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設又は汚水等を処理するための施設(次号においてこれらを単に「施設」という。)の点検及び補修に関すること。
- (5) 燃料又は原材料を使用する施設にあっては、使用する燃料又は原材料の検査に関すること。
- (6) その他公害防止に必要な業務で規則で定めるもの

2 工場等設置者は、公害防止担当者を選任したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。公害防止担当者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

(代理者の選任)

第51条 工場等設置者は、規則で定めるところにより、公害防止担当者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者(以下「代理者」という。)を選任しなければならない。

2 前条第2項の規定は、代理者について準用する。

(公害防止担当者の義務等)

第52条 公害防止担当者及び代理者は、その職務を誠実に行わなければならない。

2 工場又は事業場の従業員は、公害防止担当者及び代理者がその職務を行ううえで必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(報告及び検査)

第53条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、ばい煙発生施設等を設置している者、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設の状況、ばい煙若しくは汚水等の処理の方法、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等を設置している者、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者の工場若しくは事業場若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させ、

若しくは関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、工場等設置者に対し、公害防止担当者若しくは代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、工場又は事業場に立ち入り、公害防止担当者若しくは代理者の職務の実施状況に関する書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市町村の条例との関係)

第54条 市町村が、その区域の自然的、社会的条件に応じて、生活環境の保全等のために制定する条例の規定が、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するものとして規則で定めるこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(規則への委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第56条 第11条、第16条第1項、第28条又は第32条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項又は第31条第1項の規定に違反した者

(2) 第18条第3項、第22条又は第34条第3項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮（こ）又は30万円以下の罰金に処する。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第23条の4又は第23条の7の規定による命令に違反した者

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項、第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項、第23条の3第1項又は第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第12条第1項、第29条第1項、第50条第1項又は第51条第1項の規定に違反した者

(3) 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第50条第2項（第51条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第53条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第62条 第13条又は第14条第3項（これらの規定を第23条第1項又は第30条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（この条例の施行に関し必要な手続その他の行為）

- 2 排出基準、排水基準及び土壌基準の設定並びに環境負荷低減のための行動指針の策定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沖縄県公害防止条例（昭和51年沖縄県条例第2号。以下「旧条例」という。）第26条第1項の許可を受けた者（旧条例第27条第2項又は旧条例附則第2項若しくは旧条例附則第4項の規定により旧条例第26条第1項の規定による許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項において同じ。）の当該許可に係る特定工場に設置している施設が、この条例に規定するばい煙発生施設、一般粉じん発生施設又は汚水等排出施設（次項において「ばい煙発生施設等」という。）に該当する場合は、当該許可を受けた者は、それぞれ、第8条第1項、第19条第1項又は第25条の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第29条の規定による届出をした者（旧条例第30条の規定による届出をした者、旧条例附則第2項の規定により旧条例第29条の規定による届出をしたものとみなされた者及び旧条例附則第3項の規定により旧条例第29条に掲げる事項を届け出た者を含む。以下この項において同じ。）の当該届出に係る特定施設が、この条例に規定するばい煙発生施設等に該当する場合は、当該届出をした者は、それぞれ、第8条第1項、第19条第1項又は第25条の規定による届出をしたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第31条の規定による届出をした者であつて旧条例第33条第1項の規定による実施の制限を受けている者の当該届出に係る特定施設が、この条例に規定

するばい煙発生施設又は汚水等排出施設に該当する場合は、当該届出をした者は、それぞれ、第10条第1項又は第27条の規定による届出をしたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第33条第1項の規定による実施の制限を受けている者についての第12条第1項又は第29条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「第8条第1項の規定による届出をした者又は第10条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日」とあるのは「附則第4項の規定により第8条第1項の規定による届出をしたものとみなされた者又は附則第5項の規定により第10条第1項の規定による届出をしたものとみなされた者は、この条例による改正前の沖縄県公害防止条例（昭和51年沖縄県条例第2号）第29条又は第31条の規定による届出が受理された日」と、第29条第1項中「第25条の規定による届出をした者又は第27条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日」とあるのは「附則第4項の規定により第25条の規定による届出をしたものとみなされた者又は附則第5項の規定により第27条の規定による届出をしたものとみなされた者は、この条例による改正前の沖縄県公害防止条例（昭和51年沖縄県条例第2号）第29条又は第31条の規定による届出が受理された日」とする。

7 この条例の施行の際現に次の表の届出義務者欄に掲げる者に該当するものは、施行日から30日以内に、同表の届出義務者欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ、同表の届出手続欄で定める手続により、同表の添付書類欄で定める書類を添付して、同表の届出事項欄で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、附則第3項又は附則第4項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

届出義務者	届出手続	添付書類	届出事項
ばい煙発生施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であってばい煙を大気中に排出するもの	第8条第1項の規則で定める手続	第8条第2項に規定する書類	第8条第1項各号に掲げる事項
一般粉じん発生施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）	第19条第1項の規則で定める手続	第19条第2項に規定する書類	第19条第1項各号に掲げる事項
汚水等排出施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であって排水を排出するもの	第25条の規則で定める手続		第25条各号に掲げる事項

8 前項の規定による届出をした者は、同項の表の届出義務者欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ、第8条第1項、第19条第1項又は第25条の規定による届出をした者とみなす。

9 附則第7項の規定の適用を受けるばい煙発生施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であってばい煙を大気中に排出するものについての第15条第

2項の規定の適用については、同項中「一の施設がばい煙発生施設となった際」とあるのは「この条例の施行の際」と、「当該施設がばい煙発生施設となった日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

10 附則第7項の規定の適用を受ける汚水等排出施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて排出水を排出するものについての第31条第2項の規定の適用については、同項中「一の施設が汚水等排出施設となった際」とあるのは「この条例の施行の際」と、「当該施設が汚水等排出施設となった日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

11 附則第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（沖縄県環境基本条例の一部改正）

14 沖縄県環境基本条例（平成12年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 環境の保全及び創造を推進するための施策（第11条—第25条）

第3節 地球環境の保全等に関する施策（第26条・第27条）」

を

「第2節 環境基準（第11条）

第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策（第12条—第26条）

第4節 地球環境の保全等に関する施策（第27条・第28条）」

に改める。

第2条第3号中「地盤の沈下」の次に「（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）」を加える。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第2章第3節を同章第4節とする。

第2章第2節中第25条を第26条とし、第17条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条第1項各号を次のように改める。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 土地利用に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
- (3) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、

木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

- (4) 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生動植物又は地形若しくは地質その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

第16条第2項中「環境」を「人の健康又は生活環境に係る環境」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章第2節を同章第3節とし、同章第1節の次に次の1節を加える。

第2節 環境基準

第11条 知事は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に定める基準のほか、必要があると認めるときは、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を定めるものとする。

2 環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

3 知事は、この章に定める施策であって公害の防止に関するものを総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準及び環境基本法第16条第1項の基準が確保されるよう努めなければならない。

4 知事は、環境基準を定めるに当たっては、沖縄県環境審議会の意見を聴かななければならない。環境基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

5 知事は、環境基準を定めたときは、環境基準を県公報で告示するものとする。環境基準を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

附 則（平成27年7月17日条例第38号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた改正前の第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による粉じん発生施設に係る届出は、それぞれ、改正後の第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による一般粉じん発生施設に係る届出とみなす。

3 改正後の沖縄県生活環境保全条例（以下「新条例」という。）第23条の3、第23条の5、第23条の6、第23条の9及び第53条第1項の規定は、この条例の施行の際現に着手していた新条例第23条の3第1項に規定する特定工事については、適用しない。

4 この条例の施行の日から平成28年4月15日までの間に、新条例第23条の3第1項の建設工事に着手する者に対する同項の規定の適用については、同項中「特定粉じん排出等作業の開

始の日の14日前までに」とあるのは、「平成28年4月1日までに」とする。